

令和4年6月22日

飲食店第三者認証店営業者 各位

鹿児島県くらし保健福祉部  
新型コロナウイルス感染症感染防止対策課長

利用者の連絡先等の確認・保管等に係る留意事項について（通知）

日頃から飲食店における感染防止対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、飲食店第三者認証制度の認証基準において、「店の利用状況が把握できるよう、少なくとも14日前の利用者（代表者のみで可）とその連絡先の記録が保管されている。」というアピール項目があり、これを実践している店舗においては、その記録について適切に管理の上、処理されていることと存じます。

今般、この利用者の連絡先の確認、保管等における個人情報の取扱いに関し、県民の方から、県に対して、不安の声が寄せられる事案がありました。

については、下記のとおり留意事項をお示ししますので、改めて適切な対応をお願いします。

記

【留意事項】

- ・ 利用者に連絡先を記入させる場合、その利用目的について、本人に口頭で説明するか、あらかじめホームページや店頭での掲示などで公表しておくこと。
- ・ 連絡先の記入用紙には、「この用紙は、新型コロナウイルス感染症の陽性者が当店を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、記入していただいているものです。連絡先の管理は適切に行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しません。」など、店舗として適切な管理を行う旨の表示をすること。
- ・ 記入させる項目は、「日付」、「入店時刻」、「(代表者)氏名」、「連絡先電話番号」など必要最低限のものとし、目的に必要なない情報は記入させないこと。
- ・ 取得した連絡先の記録等については、特定の管理者（店長など店舗としての責任がある者が望ましい）を定めて適切に管理し、管理者以外の者が閲覧、複写、持ち出し等を行うことができないよう取扱いに十分注意するとともに、個人情報の流出等が発生しないよう最善の注意を払うこと。
- ・ 取得した連絡先の記録等の保管期間については、必要以上に長期間（数か月にわたること）とならないよう、業界ガイドライン等を踏まえ、適切な期間を設定すること。
- ・ 当該保管期間経過後は、裁断、溶解、焼却等の処理により、記載内容を判読できない状態にした上で、確実に破棄すること（電磁的記録で管理している場合は、当該記録を確実に消去すること。）。

鹿児島県くらし保健福祉部  
新型コロナウイルス感染症感染防止対策課  
担当：小浜  
TEL:099-286-5280 FAX:099-286-5551